

人が乗車できる農耕車(小型特殊)は ナンバープレートの取得が必要です

乗用型の田植機、コンバイン、トラクター、薬剤散布機などの農耕車で、下記区分の小型特殊自動車に該当するものは、ナンバープレートの取得が義務付けられています。

○公道を走行する、しないに関係ありません。

○現在使用していない、一定期間しか使用しない場合であってもナンバープレートの取得が必要です。

■農耕車における軽自動車税と固定資産税（償却資産）の区分

種類	乗用型の田植機、コンバイントラクター、薬剤散布機などの農耕車	
車両の ・長さ ・幅 ・高さ	制限なし	制限なし
最高速度	35km/h未満	35km/h以上
車両区分	小型特殊自動車	大型特殊自動車

軽自動車税

軽自動車税の申告をして、ナンバープレートを取得してください

固定資産税
(償却資産)

償却資産として申告してください
※ナンバープレートの取得等の手続については、長岡自動車検査登録事務所へ確認してください

※小型特殊自動車のナンバープレートの取得は、市税条例第76条及び第80条で義務付けられています。

※償却資産の申告は、地方税法第383条で義務付けられています。

■ナンバープレート取得に必要なもの

- 車名(メーカー)、型式、車台番号等がわかるもの
- 譲渡(販売)証明書

【問合せ先】見附市 市民税務課 TEL: 0258-62-1700

軽自動車に関して⇒民税係(内線122) 償却資産に関して⇒資産税係(内線128)

小型特殊自動車をお持ちの方は 軽自動車税の申告が必要です

■小型特殊自動車とは

道路運送車両法施行規則第2条別表第1で定められている小型特殊自動車で「農耕作業用」と「その他」に分類されます。

■農耕車作業用のもの

乗用型の田植機、コンバイン、トラクター、薬剤散布機など(詳しくは表面をご覧ください。)

■その他のもの

ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車(林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリア、草刈作業車等)

車両の長さ ・幅 ・高さ	4.7m以下 1.7m以下 2.8m以下	制限なし
最高速度	15km/h未満	15km/h以上
車両区分	小型特殊自動車	大型特殊自動車

すべての要件の範囲内であれば、
軽自動車税の申告をして、ナンバー
プレートを取得してください

要件を一つでも超えると、償却資産
として申告してください
※ナンバープレートの取得等の手続
については、長岡自動車検査登録
事務所へ確認してください

軽自動車税(種別割)は所有していることに基づき課税されます。
公道走行の有無とは関係ありませんので、所有している場合は必ず申
告してください。